○文部科学省告示第六十一号

学校教育法施行規則の一部を改正する省令（平成二十七年文部科学省令第十一号）の施行に伴い、中学校連携型小学校及び小学校連携型中学校の教育課程の基準の特例を定める件及び義務教育学校並びに中学校併設型小学校及び小学校併設型中学校の教育課程の基準の特例を定める件の一部を改正する告示を次のように定める。

平成三十年三月三十日　　文部科学大臣　林　芳正

中学校連携型小学校及び小学校連携型中学校の教育課程の基準の特例を定める件及び義務教育学校並びに中学校併設型小学校及び小学校併設型中学校の教育課程の基準の特例を定める件の一部を改正する告示

次に掲げる告示の規定中「道徳」を「特別の教科である道徳」に改める。

一　中学校連携型小学校及び小学校連携型中学校の教育課程の基準の特例を定める件（平成二十八年文部科学省告示第五十四号）　第一項第一号及び第二号

二　義務教育学校並びに中学校併設型小学校及び小学校併設型中学校の教育課程の基準の特例を定める件（平成二十八年文部科学省告示第五十五号）　第一項第一号及び第二号

附　則

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、中学校連携型小学校及び小学校連携型中学校の教育課程の基準の特例を定める件第一項第二号の改正規定及び義務教育学校並びに中学校併設型小学校及び小学校併設型中学校の教育課程の基準の特例を定める件第一項第二号の改正規定は平成三十一年四月一日から施行する。

○文部科学省告示第六十二号

特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律（平成六年法律第七十八号）第四条第一項の規定に基づき、特定高速電子計算機施設の共用の促進に関する基本的な方針（平成二十三年文部科学省告示第百二十号）の一部を改正する告示を次のように定める。

平成三十年三月三十日　　文部科学大臣　林　芳正

特定高速電子計算機施設の共用の促進に関する基本的な方針の一部を改正する告示

特定高速電子計算機施設の共用の促進に関する基本的な方針（平成二十三年文部科学省告示第百二十号）の一部を次のように改正する。

第一中「計算科学研究機構」を「計算科学研究センター」に改める。

附　則

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

○文部科学省告示第六十三号

技術士法（昭和五十八年法律第二十五号）第三十一条の二第二項及び第三十二条第二項の規定に基づき、大学その他の教育機関における課程であって科学技術に関するもののうちその修了が第一次試験の合格と同等であるもの及び当該課程に対応する技術部門として文部科学大臣が指定するものを次のように指定し、平成三十年四月一日から適用する。

なお、平成二十九年文部科学省告示第八十五号（技術士法第三十一条の二第二項及び第三十二条第二項の規定に基づき、大学その他の教育機関における課程であって科学技術に関するもののうちその修了が第一次試験の合格と同等であるもの及び当該課程に対応する技術部門を指定する件）は、同日をもって廃止する。

平成三十年三月三十日　　文部科学大臣　林　芳正

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を文部科学省科学技術・学術政策局人材政策課に備え置いて縦覧に供するとともに、文部科学省ホームページに掲載する。）

○文部科学省告示第六十四号

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令（昭和三十二年政令第二百八十三号）第一条の二第一項及び第一条の三第一項の規定に基づき、長期療養者の休業補償及び年金たる補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額を次のように定める。

平成三十年三月三十日　　文部科学大臣　林　芳正

年齢階層	最低限度額	最高限度額
二十五歳未満	五、三七七円	一三、二八四円
二十五歳以上三十歳未満	五、九六七円	一四、二五五円
三十歳以上三十五歳未満	六、三〇四円	一七、三五三円
三十五歳以上四十歳未満	六、六七三円	一九、二八六円
四十歳以上四十五歳未満	六、九二六円	二一、三九三円
四十五歳以上五十歳未満	七、〇二〇円	二三、九〇五円
五十歳以上五十五歳未満	六、八一二円	二五、二五七円
五十五歳以上六十歳未満	六、三一三円	二四、八五九円
六十歳以上六十五歳未満	五、一四二円	一九、七二六円
六十五歳以上七十歳未満	三、九三〇円	一五、二九一円
七十歳以上	三、九三〇円	一三、二八四円

附　則

この告示は、平成三十年四月一日から施行し、同日以後に支給すべき事由が生じた長期療養者の休業補償及び年金たる補償並びに同日前に支給すべき事由が生じた年金たる補償で同日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用する。

○文部科学省告示第六十五号

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令（昭和三十二年政令第二百八十三号）第十二条第二項第二号並びに公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令施行規則（昭和六十二年文部省令第一号）第六条第一項及び第二項並びに第七条の規定に基づき、遺族補償年金、障害補償年金、障害補償年金前払一時金及び遺族補償年金前払一時金の額に乗ずる率を次のように定める。

平成三十年三月三十日　　文部科学大臣　林　芳正

期間の区分	医師、歯科医師又は薬剤師としての経験年数	学校医及び学校歯科医の率	学校薬剤師の率	学校医及び学校歯科医の率	学校薬剤師の率
平成二年十月一日から平成三年三月三十一日まで	五年未満	一・三六	一・五八	一・二二	一・四〇
	五年以上一〇年未満	一・三五	一・四九	一・三〇	一・四二
	一〇年以上一五年未満	一・三〇	一・三四	一・二六	一・二九
	一五年以上二〇年未満	一・二二	一・二九	一・一八	一・二四
	二〇年以上二五年未満	一・一三	一・二二	一・一〇	一・一七
	二五年以上	一・〇七	一・一一	一・〇四	一・〇七
平成三年四月一日から平成四年三月三十一日まで					